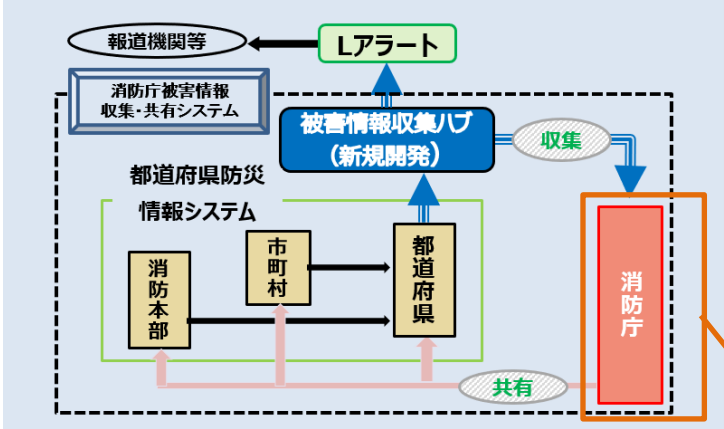


<Ｌアラート基本要綱の改正事項>

青字:削除 赤字:追加

	改正点	対処方法	現行文	改正文
1.	新たなシステムへの対応：消防庁 との連携 ・消防庁の（被害情報収集ハブ）は、「防災情報システム（都道府県）から連携された情報をＬアラートシステム（FMMC）と時系列システム（消防庁）のそれぞれに連携する情報に仕分けて送信する」という役割がある。  （Ｌアラート運営諮問委員会 資料 34-2-1 被害情報収集・共有システム概要：抜粋） ※上記はコンピュータシステムとしての記載である。 ・この消防庁の（被害情報収集ハブ）は、現行のＬアラート基本要綱やサービス利用規約にて該当する利用者種別が存在しない。	消防庁の（被害情報収集ハブ）や、今後発生しうる同様の役割を担うシステムを包括できるよう新たに利用者（情報仲介者と称す）を定義する。 ※情報仲介者の役割は、規約に記載する。 （情報の送受信、XML 仕様の提案、問い合わせ、障害対応、訓練啓発活動改善提案等） ※時系列システム（消防庁）は、Ｌアラートサービスの対象外です。	無し	第6条の2 自ら情報の発信は行わず「情報発信者」からの災害等公共情報を集約し、XML 仕様に基づいてその情報をＬアラートに向けて仲介する者を「情報仲介者」と言う。 情報仲介者には、官公庁もしくは事業者団体が該当する。 ※現在の対象は消防庁です。 これまでの説明や資料では、情報仲介者を広範囲に定義していましたが、有識者からのご意見を踏まえ、今回の基本要綱／規約ではその範囲を「<u>自ら情報の発信は行わず</u>」と限定しました（都道府県や河川情報センターは自ら情報発信しているので、対象外）

	改正点	対処方法	現行文	改正文
2.	現行文では、Ｌアラートの利用において、当初は利用者を「想定される」としていたが、これまでの運用で利用者が明らかになっているので、現状と乖離がある。 情報伝達者の対象団体が不適切である現実と合っていない。 また規約とも合っていない。	利用者を明確化して「想定される」を「該当する」に変更する。 実際の対象団体を記載する。 また、規約の記載合わせる。	第6条 情報発信者 情報発信者には、地方公共団体、公共性のある情報を発信する官公庁・団体、公共サービスを提供する民間事業者などが想定される。 第7条 情報伝達者 情報伝達者には放送、新聞などのマスメディア関連の事業者、通信事業者など想定される。	第6条 情報発信者 情報発信者には、地方公共団体、公共性のある情報を発信する官公庁・団体、公共サービスを提供する民間事業者などが該当する。 第7条 情報伝達者 情報伝達者には放送、新聞などのマスメディア関連の事業者、インターネット付随サービスを行う者などが該当する。
3.	現行文では、Ｌアラートの利用において、当初は利用者を「想定される」としていたが、これまでの運用で利用者が明らかになっているので、現状と乖離がある。 情報仲介者の定義により、特別利用者の定義に影響がある。 利用者の選定は、Ｌアラートサービスの普及への貢献の観点から、Ｌアラートサービスの向上の観点に変更することとする。	利用者を明確化して「想定される」を「該当する」に変更する。 情報仲介者が特別利用者に該当しないことを記載する。 ・貢献の観点より向上の観点に変更する。	第8条の2 特別利用者 情報発信者及び情報伝達者（以下「サービス利用者」という。）には該当しないが、公共性、公益性又は本サービスの普及への貢献の観点からＬアラートの情報を利用することを認められた者を「特別利用者」という。	第8条の2 特別利用者 情報発信者及び情報伝達者（以下「サービス利用者」という。）及び情報仲介者には該当しないが、公共性、公益性又は本サービスの普及や向上の観点からＬアラートからの情報を利用することを認められた者を「特別利用者」とい

	改正点	対処方法	現行文	改正文
			特別利用者には、官公庁、研究機関などが 想定される 。	う。 特別利用者には、官公庁、研究機関などが 該当する 。
4.	現行文では、Ｌアラートの利用において、当初は利用者を「想定される」としていたが、これまでの運用で利用者が明らかになっているので、現状と乖離がある。 現在の協力事業者は、利用者設備を開発、販売又は提供しようとする者に限定できない。（規約上の協力事業者の定義とも合っていない） 当初、協力事業者については、利用者設備を開発、販売又は提供しようとする者としていたが、平成 27 年 4 月 1 日に協力事業者の中に、特別協力事業者を定義し、協力事業者の対象を拡大したが、要綱への反映が漏れていた。サービス規約に準じた表現に変更する。 利用者の選定は、Ｌアラートサービスの普及への貢献の観点から、Ｌアラートサービスの向上の観点に変更することとする。特別利用者や情報仲介者に対してサービスの提供ができない。	利用者を明確化して「想定される」を「該当する」に変更する。 ・規約の協力事業者の定義に合わせる。 ・貢献の観点より向上の観点に変更する。 再検討とします 2023/03/03 (理由)協力事業者の契約書に影響があることが判明した為	第8条の3 協力事業者 他のサービス利用者等に対して、利用者設備を開発、販売又は提供しようとする者であって、本サービスの普及への貢献の観点から本サービス用設備等の一部の利用を財団から認められた者を「協力事業者」という。 協力事業者には、システム関連事業者などが想定される。	第8条の3 協力事業者 他のサービス利用者、情報仲介者及び特別利用者の利便性の向上に資する機能を提供することで、Ｌアラートサービスの普及や向上及び発展に協力することを申し出た団体で財団から認められた者を「協力事業者」という。 協力事業者には、システム関連事業者などが該当する。

	改正点	対処方法	現行文	改正文
5.	サービス利用者(情報発信者、情報伝達者)以外への情報提供に、情報仲介者も含める必要がある。 サービス利用者(情報発信者、情報伝達者)以外への情報提供には、Lアラートへの向上も追加する。	サービス利用者(情報発信者、情報伝達者)以外への情報提供に、情報仲介者も含める。 Lアラートへの向上を追記する。	第9条 サービス利用者間の情報共有 2 サービス利用者以外への情報提供 Lアラートの情報を利用できる者はサービス利用者及び特別利用者に限定することを原則とするが、サービス利用者及び特別利用者以外の組織、団体であっても当該組織、団体にLアラートから情報を提供することが公共、公益又は本サービスの普及に資すると認められる場合は、情報を提供する場合がある。 第11条 サービス利用者等の営利的活動 Lアラートにおいては各サービス利用者、特別利用者及び、協力事業者(以下「サービス利用者等」という。)の活動における営利性を否定するも	第9条 サービス利用者間の情報共有 2 サービス利用者以外への情報提供 Lアラートが収集する情報発信者からの情報を利用できる者はサービス利用者、情報仲介者及び特別利用者に限定することを原則とするが、それ以外の組織、団体であっても当該組織、団体にLアラートから情報を提供することが公共、公益又は本サービスの普及や向上に資すると認められる場合は、情報を提供する場合がある。 第11条 サービス利用者等の営利的活動 Lアラートにおいては各サービス利用者、情報仲介者、特別利用者及び、協力事業者(以下「サービス利用者等」という。)の活動における営利性を

	改正点	対処方法	現行文	改正文
			のではないが、Ｌアラートの目的が公共性、公益性にあることに十分に留意されなければならない。	否定するものではないが、Ｌアラートの目的が公共性、公益性にあることに十分に留意されなければならない。
6.	システムノードの概念が現状に合わないことからノードを利用しないようにする。	ノード名称部分の削除を行う。	第14条 情報システム Ｌアラートを実現する情報システムは情報の収集、共有、配信の全部または一部を機能として有し、そのようなシステムの単位を「ノード」と呼ぶ。システム全体では複数のノードが存在しうる。 第15条 ネットワーク Ｌアラートの各ノードは相互に接続しネットワークを構成する。その場合、ノードは相互に機能的に連携し、全体として協調的、補完的に機能する。 またＬアラートの一部のノードは各サービス利用者等の有するシステムとも接続可能であり、効率的な情報の共有と流通を実現する。	第14条 情報システム Ｌアラートを実現する情報システムは情報の収集、共有、配信の全部または一部を機能として有する。 第15条 削除

	改正点	対処方法	現行文	改正文
7.	附則の第一条 適用は不要である。(適用日記載のみで可)	附則の第一条 適用を削除する。	付則(XX) 第一条 適用	付則(XX)